公益社団法人岐阜県山林協会森林・環境啓発事業助成金交付要綱

施　　行：平成 13 年 10 月 18 日
改正施行：平成 24 年 6 月 1 日
改正施行：平成 25 年 4 月 24 日

（総　則）

第１条　公益社団法人岐阜県山林協会（以下「本会」という）は、森林・環境の啓発に寄与するため、市町村、森林組合又はそのいずれかが構成員となる組織（以下「団体」という。）が行う事業に要する経費に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付する。

（助成対象事業）

第２条　助成対象とする事業の内容は、森林の有する多様な機能とそれを支える林業並びに自然環境について、広く一般の人々の認識と理解を深めるための活動とする。

（助成金の交付申請）

第３条　助成金の交付を受けようとする団体は、公益社団法人岐阜県山林協会森林・環境事業助成金交付申請書（別記第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、本会へ提出するものとする。

１　事業計画書
２　収支予算書
３　その他本会が必要と認める書類

（助成金の交付）

第４条　本会は、前条の書類の内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、申請者に通知するとともに交付金を交付する。

（事業計画の変更）

第５条　助成金を受けた団体（以下「助成団体」という）は、申請書類の内容に重要な変更を加えたときは、本会に通知するものとする。

（実績報告）

第６条　助成団体は、事業が完了したときは、遅滞なく公益社団法人岐阜県山林協会助成の森林・環境啓発事業実績報告書（別記２号様式）に次に掲げ書

類を添えて、本会に提出するものとする。

１　事業実績書

２　収支決算書

３　その他本会が必要と認める書類

（助成金の返還）

第７条　本会は、助成団体が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、助成金の全部または一部の返還を請求することができる。

１　この要綱に違反したとき。

２　支出額が助成額に比して減少したとき。

３　偽りその他不正の行為があったとき。

附則

この規程は、平成１３年度分の助成金から適用する。

この要綱は、平成２４年６月１日の助成金から適用する。

この要綱は、平成２５年６月１日の助成金から適用する。

（別記第１号様式）

平成　　年　　月　　日

（公社）岐阜県山林協会長　様

〒　住　所
団　体　名
代表者職氏名　　印
電　　話

平成　　年度公益社団法人岐阜県山林協会
森林・環境啓発事業助成金交付申請書

次のとおり助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

１　事業名
２　事業時期
３　事業場所
４　事業概要
　１）目的
　２）対象者及び数
　３）内容等
５　交付申請額　　千円　（総事業費　　千円）
６　添付書類
　１）事業計画書
　２）収支予算書
７　助成金振込先口座（振込先金融機関名、口座名義、番号等）

（別記第２号様式）

平成　　年　　月　　日

（公社）岐阜県山林協会長　様

〒　住　所
団　体　名
代表者職氏名　　印
電　　話

平成　　年度公益社団法人岐阜県山林協会
助成の森林・環境啓発事業実績報告書

平成　　年　　月　　日付け山林第　　号で、助成金の交付を受けた標記助成事業が完了しましたので、関係書類を添えて下記のとおり実績を報告します。

記

１　事　業　名
２　事業実施時期
３　事業実施場所
４　事業実施概要
１）参加者及び数

２）実施内容等

５　添付書類
１）事業実績書
２）収支決算書
３）実施状況写真